

総行給第93号  
平成21年8月25日

各都道府県知事  
各指定都市市長  
各人事委員会委員長 } 殿

総務事務次官

### 地方公務員の給与改定に関する取扱い等について

本日、公務員の給与改定に関する取扱いについて、別紙のとおり閣議決定が行われました。

今日、我が国の行財政を取り巻く環境は極めて厳しく、政府においては、行財政改革を引き続き積極的に推進しているところです。

地方財政にあっても、引き続き極めて厳しい状況にあり、その健全化を図ることが重要な課題となっており、地方公共団体は、自ら徹底した行財政改革に取り組むなど、分権型社会にふさわしい行政体制の整備に努める必要があります。

地方公務員の給与については、各地方公共団体において適正化のための努力が払われてきているところではありますが、なお一部の地方公共団体においては、給与制度及びその運用等に問題が残されており、その適正化が急務となっております。

「経済財政改革の基本方針2009」（平成21年6月23日閣議決定）においても、「基本方針2006」等を踏まえ、無駄の排除など歳出改革を継続することとされており、引き続き、行財政改革に取り組むことが必要とされているところです。

このことから、地方公共団体においては、給与構造改革の取組に加え、人事委員会機能を発揮することなどにより、地域の民間給与をよりの確に反映させる観点から適切に対応する必要があります。

また、能力・実績に基づく人事管理を推進するとともに、地方行政及び地方公務員に対する住民の信頼を確保するため、厳正な服務規律の確保や公務員倫

理の確立を図る必要があります。

各地方公共団体においては、今回、国家公務員の給与改定に伴い、地方公務員の給与改定を行うに当たって、以上のような状況を十分踏まえつつ、別紙閣議決定の趣旨に沿い、特に下記事項に留意の上、適切に対処されるよう要請いたします。

なお、地方公営企業に従事する職員の給与改定に当たっても、これらの事項を十分勘案の上、給与の適正化を図られるようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市区町村に対しても併せて周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

## 記

### 第1 本年の給与改定に関する取扱いについて

1 地方公共団体における職員の給与改定を行うに当たっては、国における取扱いを基本とし、現下の地方行財政の状況並びに人事委員会の給与に関する報告及び勧告を踏まえつつ、各地方公共団体の給与実態等を十分検討の上、次の点に留意して所要の措置を講ずること。

(1) 国家公務員については、官民給与の逆較差（ $\Delta 0.22\%$ ）を解消するため、月例給の引下げ改定が行われることとされたところであるが、各地方公共団体においても、地域における民間給与等の状況を勘案し適切に対処すること。

その際、現に国家公務員又は民間の給与水準を上回っている地方公共団体にあつては、単純に国の改定に準じることなく、不適正な給与制度及びその運用の見直しを含め、必要な是正措置を速やかに講ずること。

(2) 国においては、自宅に係る住居手当を廃止することとされたが、地方公務員の給与制度は国家公務員の給与制度を基本として決定すべきものであることから、地方公共団体においても、廃止を基本とした見直しを行うこと。

(3) 国家公務員の月例給の改定の実施時期等については、給与水準の引下げであるため、遡及することなく勧告を実施するための法律の公布日の属する月の翌月の初日から実施することとされているが、4月からこの改定の実施日の前日までの期間に係る官民較差相当分を解消するため、12月期の期末手当において所要の調整措置を講ずることとされているので、地方公共団体においても国における取扱いを基本として、適切に対処すること。

(4) 国家公務員の期末・勤勉手当について、民間における年間支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.35月分引き下げることとし、本年度については、6月期における期末・勤勉手当の特例措置により凍結した支給月数分(0.2月分)を支給しないこととするとともに、引下げ月数から当該凍結分に相当する月数を減じた月数(0.15月分)を12月期の期末・勤勉手当から差し引くこととされたこと。

各地方公共団体においても、人事委員会の調査結果による地域の民間給与の支給月数を上回ることはないよう適切な改定を行うとともに、本年6月期における期末・勤勉手当の特例措置に係る取扱いについては、国における取扱いを基本として、適切に対処すること。

(5) 人事委員会を置いていない市及び町村については、都道府県人事委員会における公民給与の調査結果等を参考に適切な改定を行うこと。

2 給与条例の改正は、その性質上専決処分によって行うことのないようにすること。

3 近年、一部の地方公共団体において、特殊勤務手当、通勤手当など諸手当の支給に当たって、不適正な運用等が住民の厳しい批判を受けているところである。諸手当の在り方については、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について」(平成17年3月29日付け総行整第11号)及び「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について」(平成18年8月31日付け総行整第24号)を踏まえ、一般行政職のみならず職種全般について点検し、制度の趣旨に合致しないものや不適正な支給方法については、早急に是正すること。

4 級別職務分類表に適合しない級への格付けその他実質的にこれと同一の結果となる不適正な給与制度・運用については、速やかに見直しを図ること。

また、級別の職員構成については、職務給の原則にのっとり職務実態に応じた厳格な管理に努め、上位級の比率が過大である場合には計画的に必要な是正措置を講じること。

5 市町村合併を行う市町村において、合併関係市町村に不適正な給与制度・運用が存在する場合には、合併を機にこれを是正するとともに、合併後においても、引き続き、住民に十分な支持と納得が得られるような給与制度・運用となるよう積極的な取組を行うこと。

6 今回の閣議決定においても、技能労務職員の給与については「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定)に沿った取組を着実に推進するよう要請されていること。

各地方公共団体においては、「技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施について」(平成19年7月6日付け総行給第61号・総財公第97号)を踏

まえて策定し公表した取組方針に沿って給与等の見直しに向けた取組を着実に実施すること。なお、いまだ取組方針を策定・公表していない地方公共団体においては、速やかに策定し公表すること。

## 第2 給与制度の改正等について

- 1 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直しをいまだ実施していない地方公共団体においては、速やかに実施すること。
- 2 今回の閣議決定においても、地方公務員給与について人事委員会機能を発揮することなどによる地方における民間給与水準への準拠を徹底するよう要請されており、人事委員会においては、「人事委員会における公民比較の較差算定等に係る留意点について」（平成18年8月23日付け総行給第93号）に留意し、公民較差のより一層精確な算定、公民比較の勧告への適切な反映、勧告内容等に対する説明責任の徹底などの取組を引き続き行われたいこと。  
特に、今回の人事院勧告にあわせて地域別の官民給与較差が示されていることを踏まえれば、各人事委員会の公民比較結果とその反映について、一層の説明責任が求められることに留意されたいこと。
- 3 地域手当については、給料水準の見直しを前提に、原則として国における地域手当の指定基準に基づいて支給地域及び支給割合を定めることとし、次の事項に留意すること。
  - (1) 国における地域手当の指定基準に基づく支給割合を超えて地域手当を支給している地方公共団体及び支給地域に該当していない地域において地域手当を支給している地方公共団体にあつては、直ちに是正すること。
  - (2) 人口5万人未満の市町村で、国における地域手当の指定基準により判断できない市町村にあつては、支給対象としないこと。
  - (3) 給料水準の引下げと併せても国の指定基準に基づく支給割合によれば著しく給与水準が上昇する場合には、地域手当の支給割合について住民の理解と納得が得られるものとなることを基本として適切に対応すること。
  - (4) 都道府県にあつては、人事管理上一定の考慮が必要となる場合等であっても、地域手当の趣旨が没却されるような措置は厳に行わないこと。
- 4 勤務実績の給与への反映
  - (1) 昇給区分及び勤勉手当の成績率の適用に当たっては、給与構造の見直しの趣旨にのっとり適切に実施すること。
  - (2) 勤務成績を適切に評価するためには、公正かつ客観的な人事評価システムを活用すること。また、これが未整備の地方公共団体にあつては、その構築に早急に取り組むこと。

(3) 国においては本年4月から新たな人事評価制度が導入され、評価結果を昇給や勤勉手当等の給与決定に活用するため、勤務成績判定期間や懲戒処分を受けた場合の取扱い等について所要の措置を講じるとともに、降給の仕組みが新たに整備されたところであり、地方公共団体においても、これらを参考としながら、少なくとも国と同様の勤務実績の反映に努めること。

#### 5 時間外勤務手当の支給割合等

(1) 国においては、時間外労働の割増賃金率等に関する労働基準法の改正を踏まえ、①月60時間を超える超過勤務に係る超過勤務手当の支給割合を100分の150に引き上げるとともに、②当該支給割合の引上げ分の支給に代えて正規の勤務時間においても勤務することを要しない日又は時間(代替休)を指定することができる制度を新設することとされたこと。

地方公共団体においては、①については、原則として労働基準法の関係規定が地方公務員にも直接適用されることから留意すること。②については、現在、いわゆる非現業の地方公務員には適用除外とされている労働基準法の関係規定を、原則として適用させることとする法改正を予定していることから、今後の動向に留意すること。

(2) 時間外勤務手当の支給割合等の改定に当たっては、国家公務員と同様、業務の改善・効率化により時間外勤務の縮減を図り、行政コストの増加を招かないよう努めること。

### 第3 その他の事項

- 1 定員については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)において、5年間で行政機関の国家公務員の定員純減(△5.7%)と同程度の定員純減を行うとされており、各地方公共団体が公表した「集中改革プラン」における定員管理の数値目標の着実な達成に取り組むとともに、各分野ごとの数値目標の検証・分析を行いつつ、国が定める地方公務員の定員関係の基準等の見直しや公共サービス改革の取組について適切に反映することなどを通じて、職員数の一層の純減を図ること。
- 2 給与及び定員の公表については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)において、「地方公共団体は、給与に関する情報の積極的な公表を行い、手当の是正その他の給与の一層の適正化に努めるものとする」とされていること等を踏まえ、給与情報等公表システムについて、住民等が団体間の比較分析を十分行えるよう公表様式に沿った情報開示を徹底すること。その際、住民により分かりやすく情報を提供するという観点から、前年度給与情報等についても併せて掲載するとともに、適宜記載事項、比較対象、表、グラフ等を追加するなどの工夫

を積極的に行われたいこと。

- 3 「地方行政及び地方公務員に対する信頼の回復について」（平成18年11月7日付け総行公第75号）及び「地方行政及び地方公務員に対する信頼の回復と服務規律の確保について」（平成19年10月2日付け総行公第81号）及び「公金の取扱いの適正化等について」（平成20年11月12日付け総行行第154号・総行公第86号・総財務第242号）を踏まえつつ、厳正な服務規律の確保や公務員倫理の確立を図り、地方行政及び地方公務員に対する住民の信頼の回復に努めること。